

電気事業法等の一部を改正する法律案の概要

平成26年2月
経済産業省

1. 法律改正の趣旨

電力システム改革の全体像については、「電力システムに関する改革方針」(平成25年4月2日閣議決定)が定められ、これを受けて昨年11月に成立した第1段階の改正電気事業法(平成25年法律第74号)においては、附則において改革プログラムが定められた。

改革プログラムにおいては、電力システム改革の目的として、(1)安定供給の確保、(2)電気料金の最大限の抑制、(3)需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大を掲げ、この目的の下で、広域系統運用の拡大、小売及び発電の全面自由化、法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保という3本柱からなる改革を行うこととしている。

本法律案は、改革プログラムを踏まえ、電力システム改革の第2段階として、電気事業法を改正し、(1)電気の小売業への参入の全面自由化を行うとともに、(2)安定供給を確保するための措置及び(3)需要家保護を図るための措置を講じる。

加えて、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「再エネ特措法」という。)の一部を改正し、小売電気事業者等に対して買取義務を課すとともに、商品先物取引法の一部を改正し、先物取引の対象に「電力」を追加する。

【電力システム改革のプログラム】

	実施時期	法案提出時期
【第1段階】 広域的運営推進機関の設立	平成27年(2015年)を 目途に設立	平成25年(2013年)11月 13日成立
【第2段階】 電気の小売業への参入の全 面自由化	平成28年(2016年)を 目途に実施	平成26年(2014年)通常 国会に法案提出
【第3段階】 法的分離による送配電部門の 中立性の一層の確保、電気の 小売料金の全面自由化	平成30年から平成32年 まで(2018年から2020 年まで)を目途に実施	平成27年(2015年)通常 国会に法案提出することを 目指すものとする

2. 法律改正の概要

本法律案における主な措置事項は以下の事項。

【電気事業法関係】

(1) 小売参入の全面自由化

電気の小売業への参入規制(地域独占)の撤廃
自由化に伴い電気事業の類型を見直し、発電・送配電・小売の事業区分に応じた規制体系へ移行

(2) 安定供給を確保するための措置

一般送配電事業者に対する周波数維持義務
一般送配電事業者に対する送配電網の建設・保守の義務付け
一般送配電事業者による最終保障サービス・離島への料金平準化措置
これらを着実に実施できるよう、地域独占・料金規制により送配電網への投資回収の制度的に保証
小売電気事業者に対する供給力確保義務
広域的運営推進機関による電源入札制度の創設

(3) 需要家保護を図るための措置

当分の間、経過措置として現行の一般電気事業者に対し、小口需要について供給義務を課すとともに小売料金規制を継続
小売電気事業者に対する需要家との契約時の説明義務等

(4) その他の電気事業法関連の改正事項

現行の一般電気事業者が一般担保付社債を引き続き発行できるよう措置
現行の一般電気事業者への卸売に関する規制(事業許可制や料金規制)の撤廃
卸電力取引所における取引の適正性確保
設置がパターン化された電気工作物に係る保安規制の合理化
電気事業法改正に伴う関係法律の改正

【電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法関係】

電気事業法の事業類型見直しに伴い、現行制度において一般電気事業者等に課されている買取義務を、小売電気事業者等へ課す。

【商品先物取引法関係】

電力先物取引を可能にするため、先物取引の対象に「電力」を追加する。

3 - 1 . 法律改正の内容【電気事業法関係】

(1)小売参入の全面自由化

臨時国会で成立した改正電気事業法(第1弾)の改革プログラムにおいて、電気の小売業への参入の全面自由化を平成28年(2016年)を目途に実施することとし、そのための法律を平成26年(2014年)通常国会に提出するとされていることを踏まえ、電気の小売業への参入規制(地域独占)を撤廃するとともに、それに伴い必要となる事業類型の見直しを行う。

電気の小売業への参入規制(地域独占)の撤廃

現行制度では、一定の大口需要(特定規模需要)への供給は自由化されているが、家庭等の小口需要への供給については、一般電気事業者の地域独占とされているところ、今後は、登録を受けた小売電気事業者であれば、家庭等の小口需要への供給も可能とする。

自由化に伴う電気事業の類型の見直し

小売参入の全面自由化により、現行の電気事業法の「一般電気事業」、「特定規模電気事業」といった区別が無くなることから、発電、送配電、小売の各事業ごとに、それぞれ必要な規制を課す規制体系へと見直しを行う。

1)小売電気事業<第2章第1節>

小売電気事業を登録制とし、供給力確保義務や需要家への説明義務等、所要の規制措置を講じる。(詳細は(2)及び(3)で後述)

2)送配電に関する事業<第2章第2節~第4節>

イ.一般送配電事業

現在の一般電気事業者の送配電部門が行っている送配電設備の維持・運用や区域全体の需給バランスの調整を行う事業については、「一般送配電事業」と位置付け、許可制の下で、託送料金の規制(総括原価方式による値上げ認可制等)、託送供給の義務、周波数維持義務等の所要の規制を講じる。(詳細は(2)で後述)

ロ.送電事業

一般送配電事業者以外の者が一般送配電事業向けに周波数変換設備や地域間連系線など一部の送電設備を維持・運用する事業については、許可制の「送電事業」と位置付け、所要の規制を講じる。

八. 特定送配電事業

現在の特定電気事業者(六本木エネルギーサービス等)や一部の特定規模電気事業者が行っている特定の地点(ある街区内など)の需要家に対して自前の送配電設備を維持・運用して供給する事業(いわゆる「自営線供給」)については、「特定送配電事業」と位置付け、届出制の下で、託送供給の義務等の所要の規制措置を講じる。

3) 発電事業<第2章第5節>

一定規模以上の発電機を用いて行う発電事業を届出制とし、一般送配電事業用の電気の供給に関する供給の義務等、所要の規制措置を講じる。

(2) 電気の安定供給を確保するための措置

小売全面自由化等の改革を進めるに当たり、安定供給の確保に万全の措置を講ずるため、改革プログラムを踏まえ、以下の措置を講じる。

一般送配電事業者に対する措置

一般送配電事業者(現在の一般電気事業者の送配電部門)に対し、安定供給を確保するため、以下の措置を講じ、これらを着実に実施できるよう、現行制度と同様の地域独占、料金規制を措置する。<第3条、第5条、第18条>

1) 需給バランスの維持(周波数維持義務)<第26条>

区域全体の需給バランスの調整を行うことを義務付ける。

2) 送配電網の建設・保守の義務付け(託送供給義務)<第17条第1項>

自ら維持・運用する送配電網を用いて需要家に電気を送り届けることを義務付ける。

3) 最終保障サービスの供給義務<第17条第3項、第20条>

小売電気事業者から電気の供給を受けられない需要家への電気の供給(最終保障サービス)を、届け出た約款(最終保障供給約款)に基づき行わなければならないことを義務付ける。

4) 離島のユニバーサルサービスの供給義務<第17条第3項、第21条>

離島の需要家への電気の供給(離島のユニバーサルサービス)を、届け出た約款(離島供給約款)に基づき離島以外の地域と同程度の料金で行わなければならないことを義務付ける。

小売電気事業者に対する供給力確保義務<第2条の12>

小売電気事業者に対し、自らの顧客需要に応ずるために必要な供給力を確保しなければならないことを義務付ける(供給力確保義務)。

広域的運営推進機関による発電所建設者の公募措置<第28条の40>

第1弾の電気事業法改正で設立することとしている広域的運営推進機関の業務として、新たに、発電所設置に関する入札の実施の業務を追加する。これにより、将来的に日本全体で供給力が不足すると見込まれる場合に備えたセーフティネットとして、同機関が発電所の建設者を公募する仕組みを創設する。

(3) 需要家保護のための措置

様々な小売電気事業者が、交渉力の低い一般の家庭等の小口需要にも供給を行い得る制度となることから、当分の間、現行の一般電気事業者の小売部門に対し小口需要について供給義務を課し小売料金規制を継続するとともに、全ての小売電気事業者に対し需要家への契約条件の説明義務を課すなど、需要家保護のために必要な措置を講ずる。

経過措置として一定期間、料金規制を継続<附則第16条・第18条>

現行制度では、小売電気料金の規制として、一般電気事業者が行う家庭等の小口需要への供給については、国の認可を受けた供給約款に基づき供給することとされている(現行電気事業法第19条第1項)。今回の改正でこの規定を本則から削除するとともに、併せて現在の一般電気事業者が当分の間、認可を受けた「特定小売供給約款」に基づき供給しなければならないこととする経過措置を附則において講じる。なお、経過措置の解除については、今後、実際に競争が進展しているかを確認した上で行うこととする。

小売電気事業者に対する需要家保護のための各種規制<第2条の13～第2条の17>

小売電気事業者(代理店も含む)に対し契約条件の説明義務、書面交付義務を課すとともに、苦情処理義務、名義貸しの禁止、事業休廃止の周知義務等の規制を措置し、これらに違反している場合等においては、業務改善命令を行うことができることとする(命令違反の場合は登録取消や罰則を課すことが可能)。

(4) その他の電気事業法関連の改正事項

電力債の一般担保<第27条の30、附則第14条・第41条>

改正電気事業法(第1弾)附則の規定を踏まえ、現在の一般電気事業者はこれまでと同様に一般担保付社債を発行できるようにする。

なお、安定供給に必要となる資金の調達に支障を来さないようにすることに加え、事業者間の適正な競争関係を確保する等の観点から、一般担保付社債の扱いの見直しについて第3段階の電気事業法改正において検討することとするプログラムを附則に規定する。

一般電気事業者への卸売に関する規制の撤廃<第27条の27>

現行法では、一般電気事業者に対する長期・大量の卸売については、卸電気事業者(電源開発、日本原電)としての参入の許可制や、料金規制が課されている。発電事業者としての参入については電気事業類型の見直しに伴い届出制とし、卸売に係る料金規制については小売への参入の全面自由化を踏まえ撤廃する。

卸電力取引所における取引の適正性確保<第6章>

発電分野や小売分野の自由化に伴い卸電力取引所での取引の重要性が増すため、現在、私設・任意で運営されている卸電力取引所を法定化した上で、不正取引(相場操縦等)の防止、国による市場監視、取引所の運営の適切性確保を可能とする規制措置を講じる。

保安規制の合理化<第51条の2>

発電事業に係る規制の見直しに伴い、設計がパターン化されている燃料電池発電設備等の電気工作物について、工事計画の国の事前審査等を不要とし、設置者による使用前の安全確認及び結果の国への届出のみを課す制度とする。

関係法律の改正

電気事業の類型の見直しに伴い、電気事業法における関係条項の改正のほか、別紙の関係法律の一括改正を附則にて行う。

3 - 2 . 法律改正の内容【再エネ特措法関係】

現行の固定価格買取制度では、需要家に電気を販売する事業者である一般電気事業者、特定規模電気事業者等に対し、再生可能エネルギーの買取義務が課されているが、今般の電気事業法改正により電気事業者の類型が見直されることに伴い、固定価格買取制度上の義務対象者を見直す等の改正を行う必要がある。

再生可能エネルギーの最大限の導入拡大を実現するためには、固定価格買取制度の着実かつ安定的な運用が不可欠である。この観点から、現行制度における整理と同様、電気の需要家に電気を販売する事業者である小売電気事業者等にも買取義務を課す等の改正を行う。

3 - 3 . 法律改正の内容【商品先物取引法関係】

(1) 電力の先物取引に関する制度整備

現行の商品先物取引法では、法の対象が有体物である「物品」に限られており、電力の先物取引を行うことはできない。

今後、卸電力取引所の取引量の増加に応じて、電力先物市場の必要性が増加すると見込まれるため、無体物である「電力」を商品先物取引法の対象に加える。なお、今回の法改正で電力先物の法的な制度の手当てを行うが、実際の電力の上場については、現物取引の厚みを見ながら、経済産業大臣が上場の認可の判断を行うことになる。

(2) 関係法律の改正

商品先物取引法の改正に伴い、以下の法律に関し、用語の改正等所要の整備を行う。

- ・金融商品取引法
- ・商品投資に係る事業の規制に関する法律

4 . 施行期日

公布日から2年6月以内の政令で定める日(一部の規定については、公布の日とするなど、別途の施行日としている)

(別紙) 電気事業法改正に伴い附則改正する関係法律

(エネルギー関連)

- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律
電気の使用情報の開示義務等の対象者を小売電気事業者等に再整理。
- ・エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律
非化石エネルギー源の利用に関する努力義務の対象者を小売電気事業者等に再整理。
- ・旧電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の施行後も引き続き一定量以上の新エネルギー等による電気の利用義務を負っている対象者を小売電気事業者等に再整理。

(土地利用関連)

- ・土地収用法
- ・道路法
- ・公共用地の取得に関する特別措置法
- ・共同溝の整備等に関する特別措置法
- ・電線共同溝の整備等に関する特別措置法
- ・大深度地下の公共的使用に関する特別措置法
土地の利用等に関する公益事業特権の対象を一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者、発電事業者に再整理。

(税制関係)

- ・地方税法
- ・租税特別措置法
- ・国税通則法
- ・法人税法
- ・登録免許税法
- ・電源開発促進税法
- ・地価税法
- ・所得税法等の一部を改正する法律
見直し後の事業類型・規制体系に合わせ、課税対象等を再整理。
- ・消費税法
広域的運営推進機関を消費税の申告期限特例等の対象に追加。

(その他関係)

- ・電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律
停電ストが制限される対象事業の範囲を一般送配電事業、送電事業及び厚生労働大臣が指定する発電事業者が行う発電事業に再整理(電気の安定供給の確保に支障が生じるような争議行為を規制するという考え方は改革前後で同じ)。
- ・沖縄振興特別措置法
沖縄振興開発金融公庫が現在の一般電気事業者に対して行っている融資の一般担保を存続。
- ・福島復興再生特別措置法
福島において地熱資源開発事業を行う場合、電気事業法の届出等の手続が簡素化される特例について、見直し後の事業類型・規制体系に合わせ、現行と実質的に変わらぬよう引き続き規定。

(号ズレの対応)

- ・高圧ガス保安法
- ・電気工事士法
- ・大気汚染防止法
- ・騒音規制法
- ・水質汚濁防止法
- ・振動規制法
- ・湖沼水質保全特別措置法
- ・特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法
- ・ダイオキシン類対策特別措置法
- ・農山漁村電気導入促進法
- ・武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法
- ・電気用品安全法
電気事業法上の定義規定の改正に伴う号ズレ改正を行う。